

## 第7章 基本計画の推進

### 実施計画の策定

基本計画の実現にあたり、本市農林業の現状と動向や国等の施策を十分に踏まえ、農林業者や関係団体をはじめ、市民、NPO、企業、行政など様々な主体の協働により、それぞれの役割を果たしつつ、本市の地域特性に合わせて適切に対応していくこととします。

基本計画の示す振興策の方向を受けて、具体的な行政施策を計画的に実施するため、基本計画策定に伴い実施計画についても策定を行うものです。

基本計画は令和4年度からの10年間の計画であることから、実施計画についても、同じく令和13年度を最終年度とします。

実施計画については、計画策定、施策実施、進捗状況確認、問題点の修正といったPDCA\* (Plan - Do - Check - Action) のサイクルの適正な運用を図ることとします。

なお、実施計画の進捗状況については毎年管理を行い、状況の変化が大きい場合には、適宜、高槻市農林業活性化審議会に諮りながら、計画の見直しを行います。

